

(一) 二區合併の選舉區合併を利用したる場合

選舉區名簿			M 選舉區合併		
選舉區	黨派	得票数	議席數	剩餘投票數	議席數
BA 選舉區	X 黨	一四〇,〇〇〇	二	五〇,〇〇〇	一
BA 選舉區	Y 黨	一九〇,〇〇〇	一	二〇,〇〇〇	一
BA 選舉區	Z 黨	五〇,〇〇〇	一	五〇,〇〇〇	一
				七〇,〇〇〇	
					一〇,〇〇〇
					三〇,〇〇〇
					五〇,〇〇〇

(二) 三區合併の選舉區合併を利用したる場合

選舉區名簿			N 選舉區合併		
選舉區	黨派	得票数	議席數	剩餘投票數	議席數
J 選舉區	Y 黨	二〇〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一
I 選舉區	X 黨	二二〇,〇〇〇	一	二〇,〇〇〇	一
H 選舉區	X 黨	二二〇,〇〇〇	一	二〇,〇〇〇	一
				六〇,〇〇〇	
					六五,〇〇〇
					一〇,〇〇〇

最後に所謂過剩議席 (überschüssige Abgeordnetensitze) の問題であるが、原則として、議席は候補者名簿の順位に従つて之を、各候補者に分配するのである (第三章第三十三條)。乍併、若し選舉區名簿にして、其得たる議席數よりも、少數の候補者を推薦して居る場合に於ては、殘餘の議席は、直接に同系の國名簿に譲渡せられるのである。選舉區合併の場合に於ては、之に於て、合同せらるべき選舉區名簿に、而も、猶ほ且つ、議席殘存する場合は、國名簿に譲渡せられるのである。而して前者の場合に於ては、議席は、之を、剩餘投票數に従つて、各選舉區名簿に配當するのである⁽¹⁹⁾。(以上、第三章第三十四條第一項)。而して、最後に、國名簿に於ても亦、過剩議席を生じたる場合は、それは切捨てられるのである (同條第二項)。

(19) 若し一選舉區合併に於て合同せらるべき、以下の如き選舉區名簿ありたりとせよ。

選舉區名簿	剩餘投票數
A 選舉區名簿.....	四〇,〇〇〇
獨逸に於ける經驗	

比例代表法

B 選舉區名簿……………二〇,〇〇〇
 C 選舉區名簿……………五〇,〇〇〇

然らば、選舉區合併に依つて、C 選舉區名簿が、更に、一議席を得べきことは、前述の如しである。而も、此際、若し A 選舉區名簿に於て、二箇の過剩議席ありとすれば、其第一席は、當然、最も多き剩餘投票を有する C 選舉區名簿に與へらるべきであるが、乍併、C 選舉區名簿は、既に、選舉區合併に依つて、一議席を得て居る。従つて、此過剩議席は、其次に位する B 選舉區名簿に與へられるのである。而して、第二席に至つて、初めて、C 選舉區名簿に與へられるのである。而も亦、此際、若し C 選舉區名簿に於て、之を満すことが出来ない場合に於ては、其過剩議席は、終に、國名簿に譲渡せられるのである (Vgl. Kaisenberg u. v. Welser, a. a. O. S. 69, Note 5)。

之を要するに、獨逸の現行選舉法は、嚴正強制名簿、一黨制名簿合同及び固定 (或は自働的)商數に依る比例代表法である。之は、全く、選舉人共者よりも、寧ろ、黨派的關係を以て主眼として居るものである。殊に、其候補者の人員及び候補者相互間に於ける當選の機會に對して、大なる權能を黨派的組織に與へて

居ることは、正に、白耳義に於ける制度、以上である。其他、總ての點に於て、如何に、獨逸の現行制度が、原則として、選舉人よりも政黨に重きを置いて居るかと云ふことは、既に、以上、縷々説明したる所に依つて、略了解せられたことであらうと思ふ。唯、黨派的關係に於て、而も、弱小なる黨派よりも、比較的、強大なる黨派の間に於て、比例代表法より觀て、比較的良好なる成績を擧げて居ることは、事實である。私は、既に、冒頭に於て、今日、獨逸に於ける、主要なる政黨に就いて、千九百二十年、六月六日の國議會總選舉の結果を引用して、此事實を指摘した。従つて、或は蛇足かも知れないが、今、復、此等の政黨に就いて、更に、それ以來、二回に互る總選舉、即ち、千九百二十四年、五月四日、及び、同年、十二月七日の總選舉に於ける結果を、左に、引用して、筆を擱く⁽²⁾。

黨名	五月總選舉		十二月總選舉	
	得票率	議席率	得票率	議席率
社會民主黨 (S.D.P.)	11.0%	11.0%	16.0%	16.5%
獨立社會黨 (U.S.P.)				

獨逸に於ける經驗

比例代表法

一八四

中央黨(D.Z.P.)	……一三、三%	……一三、八%	一三、三%	……一三、九%
民主黨(D.D.P.)	……五、六%	……五、九%	六、三%	……六、四%
國民黨(N.V.P.)	……一九、四%	……二〇、〇%	二〇、五%	……二〇、八%
人民黨(D.V.P.)	……九、二%	……九、五%	一〇、〇%	……一〇、〇%
共產黨(K.P.D.)	……二、六%	……三、〇%	八、九%	……九、一%

(20) 最近千九百二十八年五月二十日の總選舉に於ける結果に就いては、生憎、今、手許に、各黨派の總得票數に關する、正確なる資料がないからして、之を省く。

四 各國に於ける比例代表法の經驗 (其三)

單記移讓式比例代表法

英國に於ける政治的傳統と比例代表法

英國に於て、比例代表法の問題は、他の諸國に於けるが如く、それ程實際上、問題とはせられて居ない。と云ふのは英國に於ては、其國民特有の政治的傳統に依つて、三黨或は多數政黨の竝立よりも、寧ろ、二大政黨の對立を以て、政治の常態として居るの結果未だ、比例代表法なるものゝ必要が、痛切に、實感せられて居ないからである。蓋し、之に於ては、所謂「二大政黨主義」(two-party system)なるものは、全く、歴史的意義を有するものであつて、かの「陛下の政府」(His Majesty's Government)に對する「陛下の反對黨」(His Majesty's Opposition)の觀念は、既に、古くより存在して居つたのである。即ち、かの赤薔薇黨及び白薔薇黨の對立の如

きは、今日より之を觀れば、單なる王朝的軋轢以上の政策的相違を表明したるものであつた。又、かの騎士黨及び圓顛黨の對立、ジャコバイト黨及びハノヴァー黨の對立の如きは、正に、トリーリ黨及びホイグ黨の對立、更に今日に於ける保守黨及び自由黨或は勞働黨の對立の源流なりと看做すことが出来るのである。勿論、其間に於て、時に第三黨の介在したることもあつた。又、現に、今日に於ては、三黨以外に、數箇の旗幟鮮明ならざる黨派さへ存在して居るのである。乍併、之は、英國の政治的狀態より觀れば、寧ろ、過渡期なりと謂はなければならぬ。と云ふのは、國家の根本的問題なるものが時々、變遷するに従つて、其都度、黨派的關係も亦、更新せられなければならない。而して、其更新せられて仕舞ふまでは、第三黨或は曖昧黨の現出すべきことも亦、已むを得ない所であるからである。然らば、今日、英國に於て、最も重大なる問題とは、何であるか⁽¹⁾。それは個人主義に對する社會主義の問題、自由に對する權力の問題、自給自足に對する外的倚賴の問題、自然的自由に對する強制的平等の問題、創造に對する没收の問題、民主政治に對する直接行動の問題、現狀維持に對する空想的革命的

改造の問題である。而して、此の如き問題は、實に、英國社會の根柢に觸れたる問題である。之に於ける黨派的關係も亦従つて、今日の處、混沌として、選舉人をして、其去就に迷はしめるのみならず、代議制度其者をも亦、攪亂せんとするものありと雖も、それは、要するに、一時的現象たるに過ぎないで、結局、二大政黨對立の常態に復すべきことは、英國に於て、常に、經驗する所の一般的傾向である。即ち、今日、此の如き問題に對する、英國の黨派的關係に就いて看るに、之に於ては、保守黨 (Conservatives) 及び自由黨 (Liberals) の對立は、之を、此等の兩者、及び勞働黨 (Labour) の對立に比較する時は、殆ど、云ふに足らない。唯、其間に於て、舊自由黨系内に、分解作用の行はれて居ると云ふことが、最も顯著なる現象である。蓋し、自由黨は、かの千九百十一年の議會法 (Parliament Act, 1911) に於て、其勢力の頂點に達したのであるが、而も、それ以來、漸く、其存在の理由を失ふに至り、今日に於ては、其多數派は、溫和保守黨に、而して、其少數派(即ち、所謂 *W. of* *Frees*) は、溫和勞働黨に投ぜんとするの形勢である。自由黨が、此の如く、分解作用を行つて居ると云ふことは、英國憲法政治上、極めて、重大なる意義を有す

るものであつて、之に依つて、保守黨に活力を與へると共に、労働黨に對しては、
温健著實なる氣分を與へるからである。之が又、今日、自由黨の唯一なる使命
でもある。英國に於ては、極右翼の所謂 Die Hardis も、或は又、極左翼の共產黨
も、共に、實際上に於て、到底、勢力を贏ち得る見込がないのである。之を要する
に、英國現代の政治的狀態に於ても、亦、依然として、二大政黨主義の復活せんと
するの傾向あることは、之を、十分、看取し得るのである。それは、全く、英國國民
の胸底、深く、潜在する所の本能的傾向たるのみならず、マリオットをして云はし
むれば、かの競技を愛好する所の英國人氣質も、亦、之に與つて、大なるものがあ
るのである⁽²⁾。

(1) Hearnshaw, F. J. C., Democracy and Labour, §§ 22, 66.

(2) Marriot, J. A. R., The Mechanism of the Modern State, Vol. II, p. 447.

今日、英國に於て、比例代表法の問題が、實際上、餘り、問題とせられて居ないこ
とは、全く、前述の如き、英國獨特の黨派的關係に基因して居るのである。勿論、
此問題は、既に、千九百十年、カヴァンディッシュ卿を委員長としたる選舉法審議委員

會 (Royal Commission on Systems of Election) に於て、他の各種の代表法と共に、實
に、詳細に、調査研究せられたのである⁽³⁾。乍併、當時の事情は、今日のそれと異な
つて、未だ、實際上に於ては、唯、二大政黨の對立あるのみであつた。偶、所謂、三角
的競争の如き形式を取りたる選舉區ありたりと雖も、それは、仲間割か、或は又、
労働黨候補者が自由黨候補者と提携して、非保守黨系の投票を兩分せんとし
たるか、孰れか、其一に基きたるに過ぎなかつたのである。従つて、同委員會も
亦、此の如き政治的狀態を考慮して、比例代表法よりも、寧ろ、多數本位代表法の
一つたる選擇投票法 (Alternative Vote) なるものを推薦したのである。勿論、此
方法が、若し、明確に、三黨並立して、純然たる、三角的競争なるものを現出する場
合に於ては、到底、完全なるものではないと云ふことだけは、各委員間に於て、等
しく、認める所であつたのである。次に、千九百十六年より十七年に互つて、下
院議長ラウサーの主宰に依る下院議長協議會 (Speaker's Conference) に於ても、亦、
此問題が審議せられたのであるが、此度は、政治的事情も、最早、一變して、而も、戰
時中のこととして、當時、存在したる、各種の勢力を調和するの必要上、選擇投票法

と共に、倫敦其他の都市に限り、比例代表法中の單記移讓式比例代表法を採用すべきことが提議せられたのである⁽⁴⁾。千九百十八年の人民代表法(The Representation of the People Act, 1918)は實に之を基礎としたのであるが⁽⁵⁾、而も同法案が議會に提出せられるや、此問題に關する限り、選擇投票法に就いては、僅に下院を通過したるに過ぎないで、結局、上院に於て、否決せられ、而して、比例代表法に就いては、下院に於て、大多數を以て、否決せられたるに反して、上院に於ては、寧ろ、之を固執したるのみか、更に、之を、全國的に、適用すべきことを主張して、場合に依つては、法案其者の通過をも危殆ならしめんとするものがあつた。之に於て乎、下院は、上院の形勢を考慮して、選擇投票法を其法案中より削除することとし、上院も亦、之に對して、下院議員約百名の選舉は、之を比例代表法に依るの案を作成すべき委員會(Commissioners)を設置し、且つ、此の如き案は、上下兩院の決議に依つて、初めて、有效なるべしと云ふ條件の下に、讓歩したのである。之が即ち、同法第二十節第二號(イ)、(ロ)の規定となつたのである。而も此規定に依る案が、千九百十八年五月十三日、議會に提出せられたのであるが、下

院は之を否決して仕舞つた⁽⁶⁾。従つて、下院の意向が、依然として、變らざる以上、此規定は、全く、有名無實である。兎に角、此の如くにして、千九百十八年の人民代表法なるものは、此點に於て、結局、骨抜きにせられた。比例代表法の原則は、唯、僅に、二名或は二名以上の代議士を選出すべき大學選舉區(university constituency)に於てのみ、採用せられたるに過ぎないで、其他の選舉區に於ては、何れも皆、依然として、小選舉區單記投票法が採用せられて居るのである。

- (3) Report of the Royal Commission on Systems of Election, 1910. Cl. 5163.
- (4) Report of Speaker's Conference, 1917. Cl. 8463.
- (5) 8 Geo. V. c. 64.
- (6) Fraser, H., The Representation of the People Act, 1918—21. 2 ed., p. 127.

そこで、私は、千九百十八年の人民代表法に於て、採用せられたる比例代表法に關する限り、之に就いて、一言して置かうと思ふ。即ち、同法第二十節第一號に、選出議員數二名或ハ二名以上ヲ有スル大學選舉區ニ於ケル競争的選舉ニ於テハ全數ノ議員ノ選舉ハ常ニ比例代表ノ原則ニ依ルヘシ 各選舉人ハ本

比例代表法

一九二

法ニ規定セラレタルカ如キ一票ノ移譲シ得ヘキ投票ヲ有ス」とある。又同法、第九附録第三章に於ては、大學選舉區及び其選出議員の定數に就いて、以下の如く規定せられて居る。

大學選舉區	議員定數
イングラランド及ウェールズ	二名
オクスフォード大學	二名
ケムブリッジ大學	二名
ロンドン大學	一名
ウェールズ大學	一名
ダラム大學、マンチェスター・ヴィクトリア大學、リヴァプール大學、リーズ大學、シェフィールド大學、パーミンガム大學、及 プリストル大學	二名
スコットランド	二名

サント・アンドリュース大學、ガラースゴウ大學、アバティーン大學、及エディンバラ大學

三名

従つて、比例代表法の適用せらるべき大學選舉區は、オクスフォード大學選舉區、ケムブリッジ大學選舉區、ダラム大學、マンチェスター・ヴィクトリア大學、リヴァプール大學、リーズ大學、シェフィールド大學、パーミンガム大學、及びプリストル大學の七大學を一括したる大學選舉區⁽⁷⁾、並に、サント・アンドリュース大學、ガラースゴウ大學、アバティーン大學、及びエディンバラ大學の四大學を一括したる大學選舉區である。而して、投票の方法、並に、投票の移譲及び計算に關する規則、其他、大學選舉區に於ける選舉に關する規則に就いては、國王が、樞密院令 (Order in Council) に依つて、之を制定するのであるが、同法、第二十節第三號、及第三十六節第一號、此目的の爲に發布せられたる樞密院令は、即ち、千九百十八年、十月二十三日の大學選舉規則 (The University Elections (Single Transferable Vote) Regulations, 1918) である。

英國に於ける經驗

一九三

比例代表法

(7) 千八百二十八年の人民代表法 (The Representation of the People (Reaking University) Act, 1928) に依つて、レディング大學も亦、之に包含せられるに至つた。

(8) Statutory Rules and Orders, 1918, No. 1348.

今、此千九百十八年の大學選舉規則に基いて、今日英國の大學選舉區に於て、單記移讓式比例代表法なるものが如何にして實施せられて居るかに就いて、説明せう。即ち、之に依れば、各選舉人が唯一票を有するのみであつて、投票する時、其投票紙に、自分の投票せんとする候補者氏名の反對側に在る欄内に、「二」の數字を記入し、而して、更に、自分の欲する順位に於て、其他の候補者氏名の反對側に在る欄内に、夫々、「三」「四」等の數字を記入することは第二項、既に私が此種の比例代表法に就いて、説明したる通りである。但し、此際、「二」の數字の記入せられて居ないもの、又、假令、記入せられて居つても、一名以上の候補者氏名に對して、記入せられて居るもの、或は又、同じ候補者氏名に對して、「二」の數字のみならず、其他の數字も亦、併せて、記入せられて居るものは、何れも皆、無効投票として、取扱はれるのである(第三項)。而して、投票紙の様式に就いては、千九百

十八年の人民代表法第五附録及び、大學選舉規則第四項に依つて、以下の如く、規定せられて居る(選舉規則第二附録)。

(一) スコットランド以外の大學選舉區に於ける投票紙の様式

投票紙	
候補者	選擇順位
一 余 A・B 以下記ノ如ク投票ス	
A	
B	
C	
D	
E	
F	

注意——自己ノ投票セントスル候補者氏名ノ反對側ニ「一」ノ數字ヲ記入シテ投票スヘ

英國に於ける經驗

又自己ノ選擇スル順位ニ於テ其他ノ候補者氏名ノ反對側ニ在ル欄内ニ「二」ノ數字或ハ「二」及「三」ノ數字等々ヲ記入スルコトヲ得
以下ノ投票紙ハ無効トス

- イ) 「一」ノ數字ノ記入セラレサルモノ
 - ロ) 一名以上ノ候補者氏名ノ反對側ニ「一」ノ數字ノ記入セラレタルモノ
 - ハ) 同一ノ候補者氏名ノ反對側ニ「一」ノ數字及其他ノ數字ノ記入セラレタルモノ
- 二 余ハ何々大學選舉區ニ於ケル今回ノ選舉ニ於テ他ノ投票紙ニ署名シタルコトナク且ツ自ラ投票シタルコトナキコトヲ聲明ス

余ハ又以下ノ如ク聲明ス
 (男子ノ場合) 余ハ今回ノ總選舉ニ於テ居住資格以外ノ如何ナル資格ニ關シテモ投票シタルコトナシ
 (女子ノ場合) 余ハ今回ノ總選舉ニ於テ他ノ如何ナル大學選舉區ニ於テモ投票シタルコトナシ

署名 所 A・B
 住所 所
 年月日
 余ハ何年何月何日此投票紙カ(前以テ記載事項記入セラレタル上)余ノ認知シタルA・B

ニ依リ余ノ面前ニ於テ署名セラレタルコトヲ聲明ス

署名 所 C・D
住所 所

* 此處に、選舉人の氏名を、完全に、記載し、且つ、其大學學位及び「コリナ」名をも亦、附記するのである。

† 此聲明は、唯、總選舉に於てのみ、爲されるのである。但し、千九百二十八年の人民代表法に依つて、男女、平等に、選舉權を有することゝなりたる結果、同聲明中、「男子ノ場合」なる文句、及び、「女子ノ場合」余ハ今回ノ總選舉ニ於テ他ノ如何ナル大學選舉區ニ於テモ投票シタルコトナシ」と云ふ文句が削除せられることゝなつた(The Representation of the People (Equal Franchise) Act, 1928, Sched.)。

(二) スコットランドの大學選舉區に於ける投票紙の様式
(其一)

投票紙

何々大學投票紙
第何號

英國に於ける經驗

比例代表法

1100

此處に、選挙人の氏名を、完全に、記載し、且つ、其稱號をも亦附記するのである。
 †此聲明は、唯、總選挙に於てのみ、爲されるのである。但し、千九百二十八年の
 人民代表法に依つて、同聲明中、「男子ノ場合」なる文句、及び、「女子ノ場合」余ハ
 今回ノ總選挙ニ於テ他ノ如何ナル大學選挙區ニ於テモ投票シタルコトナシ
 と云ふ文句の削除せられたることは、前同様である。

(其二)

記入不能選挙人ノ投票紙

何々大學投票紙

第何號

余A・B・ハ下記ノ如ク投票ス且ツ余ハ何々ニ因リ記入スルコト能ハサルカ故ニ余ノ爲ニ
 而モ余ノ指圖ニ基キテ此投票紙ニ記入シ又余ノ爲ニ此投票紙ニ署名シ且ツ聲明ヲ記載スルコ
 トヲ治安判事C・Dニ依頼委任シタリ

候補者	選擇順位
A	
B	

C	
D	
E	
F	

注意——自己ノ投票セントスル候補者氏名ノ反對側ニ「一」ノ數字ヲ記入シテ投票スヘ
 シ

又自己ノ選擇スル順位ニ於テ其他ノ候補者氏名ノ反對側ニ在ル欄内ニ「二」ノ數字或ハ
 「三」等ノ數字ヲ記入スルコトヲ得

以下ノ投票紙ハ無効トス

(イ)「一」ノ數字ノ記入セラレサルモノ

(ロ)一名以上ノ候補者氏名ノ反對側ニ「一」ノ數字ノ記入セラレタルモノ

(ハ)同一ノ候補者氏名ノ反對側ニ「一」ノ數字及其他ノ數字ノ記入セラレタルモノ

余ハ「サント・アンドリュース」大學「グライズゴウ」大學「アバティーン」大學及「エ
 テインアラ」大學ノ合併大學選挙區ニ於ケル今回ノ選挙ニ於テ他ノ投票紙ニ署名シタルコト

ナキコトヲ聲明ス

余ハ又以下ノ如ク聲明ス

(男子ノ場合)余ハ今回ノ總選挙ニ於テ居住資格以外ノ如何ナル資格ニ關シテモ投票シ

英國に於ける經驗

1101

比例代表法

二〇二

タルコトナシ
トナシ
〔女子ノ場合〕余ハ今回ノ總選舉ニ於テ他ノ如何ナル大學選舉區ニ於テモ投票シタルコトナシ

署名 A・B
住所

年月日

余何々州治安判事ニシテ何々ニ居住スルC・Dハ茲ニ余ノ認知スル右ノ者A・Bカ余ノ面前ニ於テ前記ノ如キ聲明ヲ爲シ且ツ同人ノ爲ニ而モ同人ノ指圖ニ基キテ此投票紙ニ記入スルコト竝ニ同人ノ爲ニ此投票紙ニ署名スルコトヲ正當ニ余ニ依囑委任シタルコトヲ聲明ス仍テ余ハ何年何月何日右A・Bノ面前ニ於テ之ヲ認ム

署名 C・D
住所 何々州治安判事

* 選舉人名簿に於ける選舉人の番號。

† 此處に、選舉人の氏名を、完全に記載し、且つ、其稱號をも亦、附記するのである。
‡ 盲目、其他、身體上の疾患に基く、記入不能の理由を明記する。

†† 此聲明は、唯、總選舉に於てのみ、爲されるのである。但し、千九百二十八年の

人民代表法に依つて、同聲明中、「男子ノ場合」なる文句、及び、「女子ノ場合」余ハ今回ノ總選舉ニ於テ他ノ如何ナル大學選舉區ニ於テモ投票シタルコトナシ」と云ふ文句の削除せられたることも亦、前同様である。

即ち、投票紙は、大體に於て、スコットランドの大學選舉區に於て、使用せられるものと、それ以外の大學選舉區に於て、使用せられるものとの二様に、區別せられて居る。之は、要するに、千九百十八年の人民代表法、第三十六節第一號、及び、同法第五附録の規定に基くものであつて、又、スコットランドの大學選舉區に於て、使用せられる投票紙の様式中、特に、盲目、其他の身體上に於ける疾患に因つて、投票紙に記入すること能はざる者の爲に設けられたる投票紙の様式は、同法第五附録第二章第二十節の規定に基くものである。而して、此等の投票紙上に於ける聲明事項 (Declarations) は、何れも皆、同法第二十二節第二號の規定に基いて居るのであつて、即ち、之に於ては、本法第二附録第二章ニ於テ規定セラレタル設問ハ之ヲ既ニ設定セラレタル質問ト共ニ總選舉ノ投票ニ於テ如何ナル選舉人ニ對シテモ爲サルヘシ而シテ其回答ニシテ否定的ニ與ヘラル

英國に於ける經驗

二〇三

ルニアラスンハ該選舉人(……)ハ投票スルコトヲ得スとある。勿論此規定は一般的規定であつて、之を大學選舉區に適用する場合に於ては、其所謂「既ニ設定セラレタル質問」の如きは、唯、州 (county) 又は都市 (borough) の選舉にのみ關係するものなるが故に、之には適用せられないのである。従つて、之に於て、設定せらるべき質問は、全く、同法、第二附録第二章に於て規定せられたる設問 (Questions) の範圍に止まるのである⁽⁶⁾。但し、之も亦、既に述べたるが如き千九百二十八年の人民代表法中の平等選舉法 (Equal Franchise Act) に依つて、男女平等に選舉權を有することとなりたる結果、多少の修正を見た。即ち、同設問中、第一號及び第二號に於ける「男子」(a man) なる言葉が「人」(a person) なる言葉に修正せられ、又、第三號の女子に關する規定は、備考と共に、全部削除せられることとなつたのである⁽⁷⁾。従つて、此問題に關する限り、結局設問は以下の如くなつた。

- (一) 居住資格に關して投票する者の場合 「貴下ハ今回ノ總選舉ニ於テ居住資格ニ關シテ既ニ投票シタルコトアリヤ」

- (二) 居住資格以外の資格に關して投票する者の場合 「貴下ハ今回ノ總選舉ニ於テ居住資格以外ノ資格ニ關シテ既ニ投票シタルコトアリヤ」

即ち、前述の投票紙上に於ける聲明事項は、要するに、此等の質問に對して設定せられたるものである。而して、選舉人は、其投票紙に順位を記入すると共に、此の如き聲明を爲し、且つ、之に署名したる上、更に、一名の證人の、之に關する聲明及び署名を得て、投票するのである。之はスコットランド以外の大學選舉區に於ては勿論、スコットランドの大學選舉區に於ても亦同様である。同法、第五附録第二章第十八節第一項。殊に、之に於ては、若し選舉人にして、何等かの疾患に因つて、投票紙記入不可能なるが爲に、之を其州の治安判事に依囑したる場合、之を證明するものは、其治安判事である。同法、第二章第二十節末段。兎に角、今日、英國の、二名或は二名以上の代議士を選出すべき大學選舉區に於ては、此の如き投票紙を以て、單記移讓式比例代表法を採用して居るのである。

(6) Fraser, H., op. cit., pp. 133—37.

(7) The Representation of the People (Equal Franchise) Act, 1928, Sched.

而して、投票紙の選別(合併大學選舉區の場合は、先づ第一に、之に屬する各大學よりの投票紙全部を一纏めにして、然る後、之を選別ける)定數(quota)の設定、當選者の決定、過剩投票の移讓、最低得票者の排除等の手續に就いては、既に比例代表法の題目の下に、大體、之を説明したるが故に、茲に、改めて説明しない。唯、私は、之に於て、投票の再計算竝に、投票を移讓するに當つて、生じ得べき問題の裁決方法に就いて、一言して置きたいと思ふ。即ち、投票の再計算せらるべき場合が二つある。一つは、候補者或は其代理人が、選舉官⁽¹⁾に對して、全部、或は一部分の投票紙の再點檢及び再計算を要求したる場合であつて、今、一つは、裁判所が、之を要求したる場合である(大學選舉規則第十四項)。前者の場合に於ては、候補者、或は其代理人は、投票過剩投票たるを否とを問はずの移讓開始前に於ても、或は又、其終了後に於ても、總て、投票の計算中、何時たりと雖も、其再點檢及び再計算を要求し得るのであるが、後者の場合に於ては、選舉請願(election petition)⁽²⁾に於て、選舉官の計算に係る投票紙が、無効として否認せられたる場合、或は又、否認せられたる投票紙が有効なりと宣言せられたる場合に限るの

である。而して、選舉官が此の如き再點檢及び再計算を爲すに當つて、其手續を一回以上、反復すべきや否やに就いては、特に、義務的なる場合を除くの外、全く、選舉官自身の自由裁量に委せられて居るのである。次に、投票移讓に基く問題の裁決方法に就いてあるが、之に於ては、明示的たると默示的たるとを問はず、總て、選舉官の裁決を以て、最終とするのである。但し、投票の結果公表せられざる内、候補者、或は其代理人に於て、異議の申立ありたる場合は、此限りに非ずである。此場合に於ては、選舉請願に依つて、選舉官の裁決を覆すことが出来るのである。(以上、同選舉規則第十五項第一號)。

(1) The Representation of the People Act, 1918, Sched. V, pt. I, clause 1 & pt. II, clause 1.

(2) Parliamentary Elections Act, 1868, Judicature Act, 1873, § 38.

之を要するに、英國に於ける比例代表法なるもの、採用は、今日の處、殆ど、申譯的たるに過ぎざるが如き觀を呈して居る。と云ふのは、それは、既に、冒頭に於て述べたるが如く、英國獨特の一大政治的傳統たる「二大政黨主義」に相反するものがあるからである。然らば、此「二大政黨主義」なるものが、如何に、英國に

於ける憲法的生活と密接なる關係を有して居るか云ふに、それは、即ち、今日、英國獨特なる議會政治 (Parliamentarism) の存在する所以である。蓋し、英國の議會 (Parliament) は、他の諸國の議會に於て見るが如き、單なる立法部ではない。それは、遙に、立法部以上のものであつて、其内容は、引いて、政府即ち行政部の内容を決定するのみならず、其任期中、常に、之を支持し、且つ、之を支配するのである。之が、即ち、英國獨特の議會政治的民主政治であつて、如何なる代表法を採用せんとするにしても、英國に於ては、全く、此の如き政治的原則を無視することが出来ないのである。従つて、英國人にして、此の如き政治的原則を以て、金科玉條なりと看做して居る以上、比例代表法の如き、理論上、多分の魅惑力を有して居るにも拘らず、實際上に於ては、二大政黨の對立よりも、寧ろ、多數政黨の竝立を以て、前提とし、且つ、下院 (House of Commons) に對して、幾多の勢力相伯仲したる多數黨を招致するの結果、内政及び外交上に於て、實に「潑刺として確乎たる」 (vigorous and stable) 政府の組織をして不可能ならしめる所の代表法は、假令、積極的に、反對せられずと雖も、而も、常に、多大の疑惑を以て、觀られて居る

のである。而も亦、此の如き状態は、勢、英國の憲法的制度を破壊し、殊に、行政部をして立法部より分離せしめて、以て、所謂「英國憲法の米國化」 (the Americanizing of the English Constitution) を誘致するの虞なきにしも非ずである。英國人の最も危惧して居る所は、全く、此點である⁽¹³⁾。従つて、今日と雖も、英國に於ては、依然として、多數代表法、殊に、從來の小選舉區單記投票法を主張して居る者さへ居るのである⁽¹⁴⁾。

(13) Eversley, Lord, Proportional Representation, 1867—1917.

(14) Young, F. H., A Plea for the Majority Vote (The Nineteenth Century, No. DCXXXI—Sept. 1929).

多數本位代表法

多數本位代表法に就いて

既に度々述べたるが如く、私は今日我國に於ける實際政治的狀態に鑑みて、衆議院議員の選舉法としては、未だ多數代表法殊に小選舉區單記投票法を以て十分であると看做すものであるが、而も所謂無産黨の擡頭否、それが今日の如き四分五裂の狀態を脱して、既成政黨に對して統一せられたる第三黨として、政治的に進出し來りたる場合——否、更に具體的に言へば所謂「三角的競争」なるものゝ現出したる場合を考慮して、初めて、比例代表法を云々することが出来るのであると思惟するものである。而して、若し我國に於て、比例代表法なるものを採用するに於ては、名簿式比例代表法よりも、單記移讓式比例代表法の方が寧ろ、我國今日の政治的狀態に適合して居ると云ふことは、之れ亦、既に述べたる所である。乍併茲に、今、一つ考慮しなければならぬことがある。それは、第三黨なるものが、主義政綱上、存在して居ることは、して居るのである。

が、而もそれが往々にして、英國に於て見るが如く、實際上に於て、既成政黨の孰れかと提携して、其一つに當る場合である。此の如き場合に於ては、選舉場裡、其外觀は、恰も、三角的競争なるが如しと雖も、而も、其實際は、舊態依然として、そこには、唯、二大政黨の對立あるのみである。多數本位代表法(Majority Preference System)なるものは、全く、此の如き場合を解決するものである。即ち、それは、三角的競争の場合を考慮して、結局、多數代表法の原則を適用するものである。此點に於て、多數本位代表法なるものは、等しく、三角的競争の場合を解決するものにして、而も、飽くまでも、比例的結果を追隨する所の比例代表法とは、全然、異なつて居るのである。此點に於て、又、私は、比例代表法よりも、寧ろ、多數本位代表法の方が、所謂、無産黨の擡頭なるものを考慮したる場合、比較的、我國の政治的狀態に適合するものであると思惟する。否、少くとも、之に於て、若し、比例代表法の研究を必要とするものありとすれば、之と、殆ど、其目的を同じうし、而も、之よりも、實際的なる多數本位代表法の研究も、亦、等しく、必要であると思惟するものである。兎に角、何れにせよ、選舉法の如き問題を考察

する場合に於ては、其採用せんとする代表法其者の利害得失よりも、寧ろ、先づ第一に、其國の黨派的關係及び、之に對する一般國民の政治的性向を念頭に置かなければならない。之を念頭に置かないで、採用したる代表法は、常に、失敗するのである。私は、此點に於て、最近、設置せられたる選舉革新審議會なるものに對して、此問題に關する限り、唯、徒に、比例代表法のみを拘泥して、一氣呵成に、之を採用せんとはしないで、寧ろ、此際、透徹したる實際政治的見識の下に、包括的に、各種の代表法を比較研究して、以て、かの英國に於ける、千九百十年の所謂「カヴンディッシュ報告書」(Cavendish Report)の如き、實に、權威ある報告書の作成せられんことを、切に、希望するものである。

そこで、私は、以上の如き前提の下に、聊か、多數本位代表法に就いて説明せう。元來、此多數本位代表法なるものは、單記移讓式、或は、其他の方法に依つて、行はれるが故に、往々にして、比例代表法と混同せられる處がある。乍併、此等の兩者が、全然、相異なつて居ることは、既に、度々、述べたる所であるが、而も、今一度、念の爲、其主要なる差異を指摘して措かう。(一)原則として、多數本位代表法は小

選舉區を以て前提として居るに反して、比例代表法は大選舉區を以て前提として居る。又(二)多數本位代表法は、讀んで字の如く、多數本位であつて、多數代表法の原則を加味して居るに反して、比例代表法は飽くまでも、比例的結果を追隨するものである。唯、計算方法の複雑なることだけは、二者共に同様であつて、多數本位代表法に於ても亦、其最も複雑なるものは、比例代表法と共に、實行不可能なりとの非難を免れないのである。而して、多數本位代表法の主なものは、第二投票法(Second Ballot)及び選擇投票法(Alternative Vote)等である。又選擇投票法に於ても、普通に所謂選擇投票法たるウエア式(Ware System)を初めとして、コンドルセ式(Condorcet System)及びナンソン式(Nanson System)等がある。以下順次に、此等の方法に就いて説明して行かう。

一 第二投票法

第二投票法は、多數本位代表法中、最も粗雑なるものであつて、戦前未だ、比例代表法を採用しなかつた歐洲大陸諸國に於て、一般に行はれたる所である。

最近、多數代表法に復歸したる佛蘭西の如きに於ては、Ballottageと稱して、之を併用して居る。否、佛蘭西に於ては、此第二投票法なるものは、公法上、一つの傳統的制度となつて居る程である⁽¹⁾。此方法に於ては、普通、一二週間の期間を置いて、二回の投票が行はれるのである。而して、若し候補者にして、其第一回の投票に於て、絶對多數の得票者なき場合、第二回の投票が行はれる。第二回の投票に於ては、普通多數の得票数を以て、之を決するのであるが、勿論、此投票の行はれるまでに、當選の見込なき候補者は自ら退くか、或は又、法律に依つて之を排除するかして、以て、其選舉人をして、比較的、當選の見込ある者に投票せしめるの機會を與へるのである。要するに、此方法に於ては、第一回の投票より第二回の投票に互つて、選舉人に對して、候補者選擇の餘裕を與へるのである。而して、投票の回数に就いては、別に、制限のあるべき譯ではないのであるが、普通、便宜上、無限に、投票の反復せらるべきことを回避して居る。無限に、投票の反復せられる場合は、勿論、如何なる候補者も、之を排除する必要がないのである。其最も特異なる例證は、國會議員の選舉の場合ではないが、而も、米

國に於ける大政黨の全國大會に於て、大統領候補者に對する指名投票を爲す場合の如きは、それである。

(1) Joseph-Barthélemy, *Le gouvernement de la France*, p. 27.

乍併、第二投票法に於ては、第一回の投票に於ける最低得票者を、第二回の投票に於て、排除するが故に、全く不合理にして、偏頗なる結果を生ずることがあるのである。例へば、茲に、一議席に對して、A、B、Cの三名の候補者があり、而して、第一回の投票に於て、Aは五票、Bは四票、Cは三票を得たりとする。然らば、第二回の投票に於ては、Cが第一回の投票に於ける最低得票者なるが故に、排除せられて、全くAとBとの決勝戦となる。而して、若し、此際、C派が悉く、Bに投票したりとすれば、Bは、Aの五票に對して、七票を得て、當選する。乍併、之を以て、直に、Bが實際、A、Cに優先して、第二位に選擇せられたる者なりとは、看做すことが出来ないものである。と云ふのは、若し、Cが排除せられないとすれば、A派が悉く、BよりもCに投票するかも知れない。然らば、Cは、Bの四票に對して、八票を得ることとなるのである。即ち、此場合に於ては、前に、Bの爲に、排

除せられたるCこそ、Bに優先して、第二位に選擇せられたる者となるのである。今、更に、此方法の不合理なることを、他の方面より説明せう。即ち、若し、此際、Aが右黨に、Bが左黨に、而して、Cが中央黨に屬して居るとすれば、右黨たるA派は、勢、第二回の投票に於て、左黨のBよりも、中央黨のCに投票するであらう。而も、第一回の投票の順位に於ける、單なる偶然性に依つて、Cが排除せられるが故に、右黨たるA派は、左黨に對抗して、彼に投票するの機會を與へられないこととなり、其結果、左黨の勝利となるのである。以上は、第二投票法の性質上に於ける缺陷であるが、而も、實際上に於ても亦、幾多の不合理なる結果を來すことがあるのである。即ち、此方法に於ては、投票が、二回に互つて、行はれるが故に、選舉人は、第一回の投票の直後、第二回の投票を爲さなければならぬ。之が、多くの棄権者を出す原因ともなり、引いて、投票の結果、其者が何等の權威なきものともなるのである。のみならず、第一回の投票と、第二回の投票との間の、約一二週間は、候補者及び政黨者流に取つて、全く、不安恐怖の期間であつて、而も、其間、幾多の妥協及び利益交換が行はれて、引いて、選舉場裡をして

腐敗せしめる處があるのである。

二 選擇投票法

(一) 普通に、所謂、選擇投票法(一名、ウニテ式投票法)

普通に、所謂、選擇投票法とは、要するに、第二投票法に於て、二回に互る手續を一回にして、而も、それと同様なる否、それ以上の効果を收めんとするものである。従つて、之に於ては、前述の如き、實際上に於て、不合理なる結果を生ずることがない。此方法は、濠太利に於ては「優先投票法」(Preferential Voting System)と稱せられ、而して、英國及び加奈陀に於ては「選擇投票法」(Alternative Vote)と稱せられて居る。之は、結局「多數代表法」としての「單記移讓式」(The Single Transferable Vote as a Majority System)である。即ち、此方法に於ては、投票紙の様式及び、之に記入する方法、否、投票紙の計算手續さへ、極めて、能く、單記移讓式比例代表法に類似して居るのである。唯、之に於ては、過剩投票の處分の問題、起らざ

るが故に、其投票紙の計算手續が、非常に、省略せられて居る。今、此方法の眼目たる計算手續に就いて、一言せんに、即ち、之に於ては、先づ、單記移讓式比例代表法に於けるが如く、總ての投票紙を集計する。而して、此の如く、集計したる後、第一位の順位に在る候補者の間に於て、絶對多數得票者なき場合、其中の最低得票者を以て、落選者として、之を排除し、且つ、其得票のみを再檢して、之に於て、第二位に在る候補者に、夫々、之を移讓するのである。而も、猶ほ、絶對多數得票者なき場合、此の如き得票者を得るに至るまで、或は又、唯、二名の候補者が殘存するに至るまで、同様の手續を反復するのである。而して、此の如き手續中、若し、絶對多數得票者を得たる場合は、之を以て、直に、當選者とし、又、若し、唯、二名の候補者が殘存したる場合は、其内の多數得票者を以て、當選者とするのである。兎に角、此方法に於ては、選舉人が第二の選擇を爲すことに依つて、毫も、其第一の選擇を害することなく、又、第三の選擇を爲すことに依つて、毫も、其第一、或は、第二の選擇を害することがないのである。従つて、此の如くにして、選舉人は、各自に、自己の眞の意思を投票紙上に表現することが出来るのである。此點

に於て、此方法は、多数本位代表法として、優秀なるのみならず、其方法の簡単な點に於て、最も、國會議員の選舉に適當して居るのである。之が、即ち、所謂ウエア式であつて⁽³⁾、今日、普通、一般に、採用せられて居る所である。かの千九百十年の英國選舉法審議委員會の推薦したる方法も亦、之であつたのである。

(3) Hoag, C. G., and Hallett, G. H., Proportional Representation, p. 483.

(3) 此方法を、初めて、實際的に、主張したる者が、ハーヴァード大學のウェア (W. R. Ware) であつたからして、此の如く、稱せられて居るのである。

乍併、此方法に於ても亦全く、缺點がないことはない。即ち、それは、之に於ても亦、第二投票法に於けるが如く、最低得票者が、到底、他の總ての候補者に對して、當選の見込なきものとして、排除せられることである。而も、此の如き最低得票者にして、實際、其次の選擇に於て、多数得票者たり得ることがあるのである。勿論、實際上に於て、此の如き場合は、極めて、稀であるが、乍併、此の如き場合があり得ると云ふことだけは、確である。そこで、之に對して、最近、二三の方法が推獎せられて居る。

(二) コンドルセ式投票法

此方法は、千七百九十三年、佛蘭西のコンドルセに依つて、初めて、提唱せられたるものであつて⁽⁴⁾、今日、米國に於て、一般に、バックリン式 (Bucklin System) 或は、グランドジャンクション式 (Grand Junction System) として、知られて居る所のものである。即ち、之に於ては、第一の選擇に於て、絶對多數を有する候補者が當選することは、勿論であるが、而も、之に於て、此の如き絶對多數得票者なき場合は、各候補者に就いて、其第一選擇に於ける得票數と、第二選擇に於ける得票數とを通計する。而も、猶ほ、絶對多數得票者なき場合は、更に又、各候補者に就いて、其第一及び第二選擇に於ける得票數と、第三選擇に於ける得票數とを通計する。以下、之に準ずる。而して、此の如くにして、結局、最高得票者を以て、當選者と看做すのである。従つて、此方法に於ては、前述の如き、最低得票者の排除に依る不合理なる結果を、齎さないが、乍併、ウエア式の長所たる、選舉人の自由選擇を阻害するものがある。否、此點に於て、コンドルセ式に依つて得る所

は、之に依つて失ふ所を償ふに足りないのである。即ち、此方法の重大なる缺陷は、第二の選擇に依つて、其第一の選擇を損ひ、又、第三の選擇に依つて、其第一及び第二の選擇を損ふことである。従つて、選舉人は、一見、自由に、其選擇を表明し得るが如しと雖も、實際に於ては、此の如く、爲さざることを以て、得策なりと思惟するに至るのである。例へば、今、茲に、選舉人十六名、而して、一議席に對して、候補者 A、B、C の三名ありたりとする。此際、若し、選舉人中、五名が A を以て第一位として、B を以て第二位とし、五名が C を以て第一位として、B を以て第二位とし、二名が A を以て第一位として、C を以て第二位とし、二名が B を以て第一位として、A を以て第二位とし、二名が C を以て第一位として、A は七票、B は二票、而して、C は七票を得て、何れも皆、絶對多數を得て居ない。そこで、此等の得票數に、夫々、第二選擇に於ける得票數を加へると、A は十一票、B は十二票、而して、C は九票を得て、最高得票者たる B が當選するのである。乍併、翻つて、此の如き結果に就いて見るに、それは、選舉人の多數の意思を表現して居ない。即ち、A 及び C

の選舉人中、夫々、少くとも、二名は、第二の選擇に於て、何氣なく、自己の眞の意思に従つて選擇することに依つて、各自の第一の選擇を損ひ、結局、多數の意思に反したる B をして當選せしめて居るのである。従つて、此の如き方法の下に於ては、選舉人が、何れも皆、第二、第三等々の選擇を爲すに躊躇することは、當然である。

(4) Condorcet, *Oeuvres Complètes de*, Paris (1800), vol. XVIII, p. 294-95.

(5) 此方法は、千九百九年、米國コロラード州、グラランド・ジャンクシオン市に於て、バックリン (James W. Bucklin) の主唱の下に、初めて、採用せられたるが故に、米國に於ては、此の如く稱して居る。

(三) ナンソン式投票法

此方法は、濠洲、メルバン大學、數學教授イー・ジー・ナンソン (E. J. Nanson) に依つて、考案せられたるものである。彼が之を、初めて、公にしたるは、千八百八十二年、十月十二日、ヴィクトリア州王室協會 (Royal Society of Victoria) に於て爲

したる、一場の講演に於て、あつて、此講演は、千九百七年、英國政府青書(British Government Blue Book)に於て「雜第三號」(Miscellaneous No. 3, 1907)として再録せられて居る。

此方法は、全く、單記移讓式比例代表法に於けるが如き投票紙を以て、選舉人に對して、其欲するだけの選擇を爲すべき機會を與へて居る。唯、之に於ては、總ての投票紙上に於て記入せられたる數字より、數學的に、其結果を算出するの手續あるのみであつて、而も、單記移讓式比例代表法に於けるが如き移讓の手續がないのである。

即ち、之に於ては、選舉人は、恰も、單記移讓式比例代表法に於けるが如き投票紙に於て、自己の欲するだけの選擇を爲すのである。但し、此場合に於ては、選舉人は、全部の候補者に對して、選擇を爲す必要がない。それは、一名以上の選擇を爲せば、十分である。と云ふのは、此種の方法に於ては、結局、二名間の選擇を以て、其原則として居るからである。之が、即ち、多數本位代表法の眼目でもある。唯、之に於ては、其間、他の候補者が、如何に、合理的に、排除せられるか、又、後

の選擇が前の選擇を覆すことなきかと云ふことが問題である。此點に於て、ナンソン式は、全く、多數本位代表法中、最も合理的なるものであると云ふ譯である。即ち、之に於ては、如何なる投票紙上に於ける候補者と雖も、其最低位の者には、一票、其直上の者には、二票、其又、直上の者には、三票を與へ、此の如くにして、最高位(即ち、第一位)の者には、其投票紙上、選擇せられたる候補者數だけの票數を與へるのである。而して、候補者の全數を以て、各候補者得票數の總和を除いて、平均數を得、之に達せざる者は、落選者として、之を排除するのである。此際、若し平均數に達し、或は、之を超過したる者、一名以上ある場合は、唯、此等の候補者のみに限つて、更に、計算を新にして、兎に角、唯、一名の候補者のみが殘存するに至るまで、何回も、必要なるだけ、之を繰返すのである。而して、最後に殘存したる候補者を以て、當選者とするのである。

米國ボストンのウィリアム・ホウグは、此の如きナンソン式の原則を、實際に、適用せんが爲に、以下の如く、其計算手續に就いて、説明して居る⁽⁶⁾。此手續に於ては、一見、前述の如き方法に逆行するものありと雖も、而も、其結果に於て、全然、同

一なることは之を仔細に考察すれば明白なる所である。勿論、之に關しても亦、ナンソンは大體に於て既に、云爲して居るのである。

(9) U. S. Senate Document No. 359, 63rd Congress, 2nd Sess'n.

以下、其計算手續に就いて説明せう。

一 先づ、各投票所に於て、投票紙に於ける候補者氏名欄に相當する欄を設けたる投票簿 (poll-book) なるものを別に、作成して、之に、各投票紙上に記入せられたる、選擇の數字を、候補者別に、而も、投票紙一枚に付き割當てられたる欄内に、夫々、記入するのである。而して、各投票紙と各欄とは、合番號を付して、以て、何時たりと雖も、原投票紙と、投票簿の記入事項とを對照し得るやうにして置くのである。此の如くにして、記入せられたる投票簿は、之を中央選舉事務局へ送付する。

二 中央選舉事務局に於ては、此の如くにして送付せられたる投票簿中、無記入の箇所があれば、選舉人は、必ずしも、總ての候補者に就いて、選擇せざるが故に、此の如き場合があり得るのである。總て、之を、候補者の總數と、投

票紙上、選舉人の記入したる最後の選擇の數字に一を加へたるものとの和を二分したる數字を以て、充填するのである。例へば、茲に、候補者が五名あつて、而も、選舉人は、其投票紙上に於て、僅に、三名の外、選擇して居ないとする。然らば、そこに、二箇の空所が生ずる。従つて、投票簿に於ても亦、此投票紙に關する限り、同様なるが故に、此等の二箇の空所は、夫々 $\frac{5+(3+1)}{2}$ の數字を以て、之を充填するのである。此際、若し選舉人が唯、四名のみを選択して居るとすれば、其充填數は $\frac{5+(4+1)}{2} = 5$ である。

三 投票簿に於て、其記入したる數字を、候補者別に、夫々、通計する。而して、此の如くにして得たる結果の總和を、候補者の總數を以て、除して、平均數を得るのである。

四 若し候補者にして、其通計せられたる結果が、此平均數に等しきか、或は、之よりも大なるものを有したる場合、之を落選者として排除するのである。

五 若し、此際二名以上の候補者が殘存する場合は、唯、其殘存する候補者の

みに限つて、再び前同様の手續に依つて、新に平均數を設定し、且つ之に等しきか、或は之より大なる通計數を有する候補者を排除して行くのである。此際例へば、A、B、C、D、Eなる五名の候補者が、二、三、四、五、一の順位に於て選擇せられ、而も第四位のCが排除せられたりとするれば、第五位たるべきDは、新なる手續に於ては、第四位となるのである。

六 又、若し唯、二名の候補者のみ残存する場合に於ては、投票簿に就いて、之を點檢して、其選擇數の多き者を以て、當選者とするのである。

七 而して、唯、二名の候補者のみ残存したる場合は、當然、之を以て、當選者とするのである。

今、一例を擧げて、以上の手續を説明して見やう。茲に、十五名の選舉人と、一議席に對して、A、B、C、D、Eなる五名の候補者とがあつたとする。然らば、其投票の結果に依つて、以下の如き投票簿を作成する。而して、投票簿中括弧内の數字は充填數である。

投票者	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	XV	
A	2	3	2	2	(5)	2	(5)	(4)	2	3	1	(4)	2	2	(4)	=42
B	3	(5)	1	1	3	4	3	(4)	(5)	3	2	1	(5)	3	(4)	=47
C	(4 ^{1/2})	4	(5)	4	1	(5)	2	1	3	4	4	(4)	4	1	1	=47 ^{1/2}
D	1	2	4	3	4	3	4	2	1	1	3	2	3	(5)	2	=40
E	(4 ^{1/2})	1	3	(5)	2	1	1	(4)	4	(5)	(5)	(4)	1	4	(4)	=48 ^{1/2}
平均數														45	
														5 225	

即ち、B、C、Eは、何れも皆、其通計せられたる結果が平均數よりも大なるが故に、排除せられて、A及びDが残存する。従つて、A、Dの選擇數を、夫々、投票簿に就いて、點檢するに、DよりもAを選擇して居るものは、六票であるが、之に反して、

AよりもDを選択して居るものは、九票である。そこで、Dが當選するのである。

要するに、ナンسن式は、之をウエア式及びコンドルセ式に比較すれば、前者は、候補者数の多少に影響せられることなく、候補者三名以上の、如何なる場合に於ても、之を適用することが出来るのであるが、之に反して、後二者は、原則として、唯、候補者三名の場合のみに限られて、それ以上の場合に於ては、其効果、全く、不確實である。而も、前者に於ては、ウエア式に於けるが如き、最低得票者の排除に依る不合理なる結果を回避し得るのみならず、又、コンドルセ式に於けるが如く、第二の選擇が第一の選擇を損ひ、第三の選擇が第一或は第二の選擇を損ひて、以て、選舉人の自由選擇を阻害することもないのである。即ち、ナンسن式に於ては、二名間の選擇に關する限り、選舉人の多数に依つて選擇せられたる候補者は、必ず、之を當選せしめると共に、然らざる者は、必ず、之を落選せしめるのである。従つて、ナンسن式は、他の、多数本位代表法に屬する諸法よりも、理論上、最も正確なるものである。唯、其理論の稍、複雑なるの點に於て、

又、其計算方法の實用的ならざるの點に於て、此方法は、今日の處未だ、一般に採用せられて居ない。今日に於ては、寧ろ、所謂「三角的競争」の場合を解決すべき多数本位代表法として、殊に、候補者三名の場合に於て、十分、其實際的目的を達成し、且つ、其政治的效果に於ても亦、優秀なる、普通に、所謂「選擇投票法」、即ち、ウエア式の方が、一般に採用せられて居るのである。

(7) 其理由如何と云ふに、今、茲に、候補者n名と投票数b票とがあつて、而も、二名間の選擇に關する限り、選舉人の多数に依つて、選擇せられたる候補者がCであつたとする。然らば、候補者一名の得べき最高總數は

nb

である。而して、此際(二名間の選擇を以て、原則とするが故に)、C以外の候補者一名の得べき總數は

$$\frac{b}{2}(n-1)$$

である。従つて、Cの總數は

$$nb - \frac{b}{2}(n-1) = \frac{n+1}{2}b$$

ナンسن式投票法

多數本位代表法

二三四

よりも、以下でなければならぬ。然るに、候補者全體に對する平均總數は

$$\frac{n+1}{2}b$$

である。即ち、Cの總數は平均總數の以下でなければならぬ。而して、此平均總數に等しきか、或は又、それ以上の總數を有する候補者が落選して、Cは常に當選するのである。それは、此の如き計算が、何回繰返されても、決して變らないのである。反對に、又、若しCが此際選舉人の多數に依つて、選擇せられなかつたとすれば、Cの總數は、少くとも、

$$b + \frac{b}{2}(a-1) = \frac{n+1}{2}b$$

即ち、平均數に等しくなければならぬ。従つて、此の如き場合に於ては、Cは、常に、落選するのである(Hoag, C. G., and Hallet, G. H., op. cit., p. 492, fn. 20)。

— 完 —

昭和五年十月十二日印刷
昭和五年十月十五日發行

比例代表法と
多數本位代表法と
▼定價金壹圓五拾錢

著者 有所



著者 山崎 又次郎

發行者 丸善株式會社
東京市日本橋區通二丁目六番地

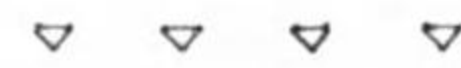
右代表者 取締役 山崎 信興

印刷者 丸井 赫太郎
東京市神田區錦町三丁目十七番地
印刷 精興社・印刷

發行所 丸善株式會社
東京市日本橋區通二丁目
振替口座(東京第五番)

丸善株式會社

支店及出張所



東京市神田區長神保町 (振替口座東京第三八二六番)	東京市芝區三田二丁目 (振替口座東京第一八五三番)	東京市牛込區早稻田鶴卷町 (振替口座東京第七五三七五番)	東京市麹町區(丸ノ内ビルディング) (階北通り)	大阪市東區博勢町四丁目 (振替口座大阪第七四番)	神戸市明石町三十一番(元居留地) (振替口座大阪第六八六七七番)	京都市中區三條通鉄屋町西入 (振替口座大阪第七三番)	名古屋市中區榮町六丁目 (振替口座名古屋第一〇二九番)	横濱市中區辨天通二丁目 (振替口座東京第七四番)	福岡市博多上西町 (振替口座福岡第五〇〇番)	仙臺市國分町五丁目 (振替口座仙臺第一五番)	札幌市北八條西四丁目 (振替口座小樽第二〇八〇〇番)	京城府黃金町一丁目一六七 (振替口座京城第三四四番)
神田	三田	早稲田	丸ノ内	大阪	神戸	京都	名古屋	横濱	福岡	仙臺	札幌	京城
支店	出張所	出張所	支店	支店	出張所	支店	支店	支店	支店	支店	出張所	出張所

新古書籍賣
川島書店
池袋駅東口大通

22

E. J. Robinson



井上高明

終